

1. 事業名 平成31年度災害時外国人住民支援事業

2. 事業目的

南海トラフ地震の発生による甚大な被害が想定される中、外国人住民の多くは、災害の経験や知識に乏しく、多言語による防災情報の提供も十分でないため、災害弱者の立場におかれている。三重県は他県と比べて、人口に占める外国人住民の割合が高く、防災や減災を考える上で、外国人住民への一定の支援が必要である。

こうしたことから、災害時には外国人住民特有の背景に配慮した対応や支援が必要であることを防災関係機関や地域住民が理解しておくことが必要であり、大災害時に実践的に外国人支援活動ができる人材を育成するため、連続講座として災害時語学サポーター養成研修を実施する。

また、災害時の外国人住民への支援体制づくりのため、地域住民や市町及び市町国際交流協会等とのネットワークの構築に取り組む。

3. 業務内容

「平成31年度災害時外国人住民支援事業業務委託仕様書」のとおり

4. 委託期間 契約日から平成32年3月23日（月）まで

5. 契約上限額 3,694,977円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 説明会の開催

当該企画提案コンペの実施にあたり、下記のとおり説明会を実施する。

なお、企画提案コンペの参加条件として説明会への参加を必須とする。

(1) 日時：平成31年4月5日（金） 15時30分～16時30分

(2) 場所：アスト津3階 ミーティングルームA（津市羽所町700番地）

7. 企画提案コンペの実施方法

本参加仕様書に基づき提案された企画提案資料及びプレゼンテーションの内容について、別に設置する「平成31年度災害時外国人住民支援事業企画提案コンペ選定委員会」にて審査を行い、最優秀提案を選定する。

<企画提案資料提出先>

〒514-0009 津市羽所町700番地 アスト津3階

三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課 多文化共生班

<企画提案資料提出期限>

平成31年4月12日（金） 16時必着

企画提案書の提出後、4月19日(金)午前の別途指定する時間に当該企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施する予定であるが、提出された企画書によっては書類審査だけを行い、プレゼンテーションを実施しない場合もある。

なお、プレゼンテーションの説明者は、各事業者2名以内とする。

8. 評価の項目と観点

審査における評価項目と観点は下表のとおりとする。

なお、企画性及び専門性の項目については、配点を2倍とする。

	評価方式	評価項目	観 点
企画 評点	絶対 評価	企画性	<ul style="list-style-type: none"> ・目的を的確に汲み、事業成果が見込めるか。 ・確実に遂行できる企画であるか。 ・事業者の特性を生かした独自の発想による企画内容になっているか。
		計画性	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なスケジュールになっているか。 ・必要となる経費が適切に見積もられているか。
		専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・実行するための専門的知識を有しているか。 ・研修を実施するにあたり、防災や外国人住民に関する専門性を有しているか。
		発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後の展開が示されているか。
		即応性	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの指示に対し、迅速で柔軟な対応が可能か。

9. 提案内容及び提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書（正本1部、副本7部）

ア 様式

様式は任意とする。

イ 内容・構成

以下の内容を記載すること。

①基本方針

②組織・体制

③実績

【災害時語学サポーター養成研修の企画・運営】

④研修の内容・成果目標・想定している講師

⑤研修の実施回数

⑥研修での「避難所情報伝達キット」の活用方法

⑦対応可能な通訳言語

⑧広報手段

【災害時の外国人支援のための図上訓練の企画・運営】

⑨図上訓練の内容・成果目標・想定している講師

⑩図上訓練のシナリオ案

⑪図上訓練に参加する関係機関

⑫図上訓練の回数・規模

【避難所情報伝達キットの普及および改善に向けた意見収集】

⑬キットの改善に向けた意見の収集

(2) 見積書（正本1部、副本7部）

・費用の内訳を詳細に記載すること

(3) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（別紙様式1）（1部）

(4) 提案事業者の概要書（正本1部、副本7部）

(5) 契約実績証明書（別紙様式2）（1部）

10. 企画提案参加者の資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

(3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(5) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

11. 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき

(2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき

(3) 参加に際して事実と反する申込や提案などの不正行為があったとき

(4) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき

(5) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

12. 委託契約締結

(1) 最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結する。なお、最優秀提案者は次の文書を提出すること。

①消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し 1部

②三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し 1部

(2) 契約時に契約保証金を納付すること。なお、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

13. その他

- (1) 企画提案に要する費用の負担：各提案者が負担すること。
- (2) 企画提案資料の審査終了後の扱い：各提案者へは返却しない。
- (3) 当該企画提案コンペの選定結果の効果は、予算発行時において生じる。

14. 連絡先

〒514-0009

三重県津市羽所町700番地 アスト津3階

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 多文化共生班 担当：古野

TEL 059-222-5974

FAX 059-222-5984

Email : tabunka@pref.mie.jp